

公募公告

次のとおり公告します。

2025 年 6 月 3 日
株式会社国際協力銀行
財務・システム部門
管理部長 櫛引 智雄

1. 公募に付する事項

(1) 件名

環境社会配慮確認支援に係る業務委託

(2) 作業内容等

公募説明書及び公募仕様書による。

(3) 履行期間

2025 年 10 月 1 日から 2027 年 9 月 30 日まで

ただし、2025 年 10 月 1 日から 2027 年 9 月 30 日までの間に個別業務にかかる見積書の提出を株式会社国際協力銀行（以下「当行」という。）が業務受託者に依頼した後、上記期間を過ぎて当行と業務受託者が当該個別業務にかかる業務委託契約書を締結する場合には、本契約は当該個別業務委託契約締結日まで有効とする。

2. 契約締結資格

(1) 次の項目に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者。
- ② 公募に参加しようとする者が、株式会社国際協力銀行（以下「当行」という。）の契約に関して次の各号のいずれかに該当すると認められたときから当行が定めた 3 年以内の期間を経過しない者。
 - イ. 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ロ. 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ハ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ニ. 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ホ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - ヘ. 前記イ. からホ. までの規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
- ③ ②に該当する者を公募代理人として使用する者。
- ④ 応募書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。

(2) 応募書及び審査書類等の提出期限の日から契約締結資格を付与するまでの期間に、当行から契約資格喪失措置を受けた者でないこと。

(3) その他、当行が不適当と認めた者でないこと。

(4) 公募説明書の交付を受けた者であること。

(5) 契約の性質及び目的から、次に定める資格を有する者に契約締結資格を付与する。

資 格	
①	令和 7・8・9 年度に有効な全省庁統一資格の「役務の提供等」において「A」、「B」若しくは「C」の等級に格付けされている者であること、又は直近 2 期の平均売上高が 1 億円以上であること。
②	環境社会配慮確認支援業務（以下「本業務」という。）若しくは本業務に類似した業務に係る業務経歴が 10 年以上であること、又はこれと同等とみなせること。
③	本業務又は本業務に類似した業務に関し十分な経験を有すること（業務受託実績を直近の 5 年間（2020 年 4 月からの 5 年間）で 5 件以上有すること）。
④	本業務に従事することが可能とみなせる従事者を 3 名以上雇用していること。
⑤	基本契約書（案）（公募説明書の別添 3 参照）に同意できること。
⑥	顧客情報管理体制が整備されていること。

3. 資格審査

- (1) 「応募書」により応募する。
- (2) 当行が審査のうえ合格した者を「契約締結資格者」とする。

4. 応募書の提出場所等

(1) 公募説明書を交付する交付期間及び場所

- ① 交付期間：2025 年 6 月 3 日から 2025 年 6 月 30 日 15 時 00 分まで
- ② 交付場所：

公募説明書は以下のサイトに掲載する。「関連資料ダウンロード」欄にアクセスの上、交付を受ける者の情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力した上でダウンロードし受領すること。

株式会社国際協力銀行ホームページ→「調達情報」→「入札情報／公募」

※なお、調達担当部署は以下のとおり。

〒100-8144

東京都千代田区大手町一丁目 4 番 1 号

株式会社国際協力銀行財務・システム部門 管理部第 1 課

電話 03-5218-9212

メールアドレス：chotatsu01@jbic.go.jp

(2) 応募書の提出期限及び提出方法

提出期限	提出方法	審査結果 通知期限
2025 年 6 月 30 日 15 時 00 分	電子メールによる。	2025 年 8 月 7 日

(3) 提出及び問い合わせ受付時間

土曜日、日曜日及び祝日を除く平日 9 時 00 分から 17 時 00 分（12 時 00 分から 13 時 00 分を除く）

5. その他

- (1) 応募の無効
公募説明書による。
- (2) 契約書作成の要否
要。
- (3) 契約締結者の決定方法
契約締結資格者と契約を締結する。
- (4) その他
詳細は公募説明書によるものとする。

以 上